

## 平成19年度 市税の納期限

### ■固定資産税

- 第1期 5月1日(火)
- 第2期 7月31日(火)
- 第3期 10月1日(月)
- 第4期 12月26日(水)

### ■軽自動車税

- 全期 5月31日(木)

### ■市県民税

- 第1期 7月2日(月)
- 第2期 8月31日(金)
- 第3期 10月31日(水)
- 第4期 1月31日(木)

### ■国民健康保険税

- 第1期 7月31日(火)
- 第2期 8月31日(金)
- 第3期 10月1日(月)
- 第4期 10月31日(水)
- 第5期 11月30日(金)
- 第6期 12月26日(水)
- 第7期 1月31日(木)
- 第8期 2月29日(金)

## 固定資産課税台帳の閲覧 土地・家屋の価格等の縦覧

平成19年度は固定資産税の評価額を据え置く第2年度に当たするため、土地・家屋についての評価替えは行っていません。

しかし、①新たに固定資産

税の対象となった家屋②土地の地目変換、家屋の増改築などによって基準年度(平成18年度)の価格によることが適当でない土地または家屋については、新たな評価を行い、価格の決定を行っています。

### ■閲覧・縦覧期間

4月2日(月)～5月1日(火)  
8時30分～17時15分

### ■閲覧・縦覧場所

市庁舎本館資産税課、各総合支所税務課

### ■固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者、賃借権・その他の使用収益を目的とする権利者が閲覧できます。閲覧期間間以外は、閲覧手数料が必要となります。

### ■土地・家屋価格等の縦覧

納税者が、本人の所有する土地や家屋の価格と周辺の土地や家屋の価格を比較し、評価額の適正さを判断できる制度です。評価額の比較という目的以外のために縦覧を希望される場合は、お断りするところがあります

帳簿に記載されている内容は、次のとおりです。

### ○土地価格等縦覧帳簿

土地の所在、地番、地目、地積、評価額

### ○家屋価格等縦覧帳簿

家屋の所在、家屋番号、種類、構造、建築年次、床面積、評価額

### ■問合せ

○市庁舎本館資産税課  
資産税係

(内線2273・2274)

○東予総合支所税務課

税務第1係 (内線125)

○丹原総合支所税務課

税務係 (内線215)

○小松総合支所税務課

税務係 (内線113)

### ■税務署からのお知らせ

納税は安全・便利な振替で

所得税、個人事業者の消費税の納税は、安全で便利な預貯金口座からの振替納税制度をご利用ください。

手続き方法は「預貯金口座振替依頼書」に必要な事項を記入・押印して、税務署または取引金融機関へ提出するだけです。

依頼書は税務署に用意しているほか、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)からダウンロードできます。

### ■問合せ

伊予西条税務署  
TEL0897-561-3291

## 犬を飼うには 飼い主のマナーが大切です

野良犬にエサをあげている人がいます。その野良犬が悪さをして困っています。飼うのであれば、きちんと飼うように注意してください。

上の苦情は、市民の方からです。  
飼うつもりはないのに野犬に餌を与えることは、野犬を増やすばかりか、野犬がその場所に住みついて地域住民の方にさまざまな迷惑をかける原因になります。  
最近ではこういった無責任な愛情を注いだ野犬が、野菜の苗などをつぶして畑を荒らしています。  
また、歩行中の人に吠えかかり、危険な思いをした人がいたり、飼い犬にかみついて死亡させたり、大けがを負わせたりした事例もあります。

「かわいそうだから」などと言って、野犬に餌を与える行為はやめましょう。餌を与えるなら責任をもって、他人に迷惑をかけないように、適正に飼いましょう。

## 国税電子申告・納税システム e-Taxをご利用ください

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、国税に関する各種手続きがインターネットなどを通じて行うことができます。源泉所得税の毎月納付や消費税の毎月申告などは大変便利ですので、ぜひご利用ください。

利用方法など詳しくは、e-Taxのホームページをご覧ください。

### ■利用可能手続き

- ① インターネットを利用した所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税の申告
- ② ATMやインターネットバンキングなどを利用した納税
- ③ 電子納税証明書の交付請求や法定調書の提出、各種届出など

### ■問合せ

○e-Taxホームページ  
URL <http://www.e-tax.nta.go.jp/>  
○e-Taxヘルプデスク  
TEL0570-015901